

総 基 料 2 7 0 号  
平成30年12月18日

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 井上 福造 殿

総務省総合通信基盤局長  
谷脇 康彦

### 第一種指定電気通信設備との接続の業務の適正化について（指導）

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第9項の規定により、貴社は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者として、認可接続約款等（※1）によらなければ、他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）との間において、その設置する第一種指定電気通信設備との接続に関する協定（以下「接続協定」という。）を締結し、又は変更してはならないとされており、第一種指定電気通信設備との接続に関し行われる他事業者に対する接続料の請求は、同条第10項の規定による場合を除き、認可接続約款等による接続協定の定めに従い行われる必要がある。また、接続料は、機能ごとに実際費用を算定すること等を意味する「適正な原価」（同条第4項第2号）の考え方に基づいて算定されなければならない。

※1 法第33条第2項の規定により総務大臣の認可を受け、又は同条第7項の規定により届け出た接続約款

今般、平成29年12月18日付け東相制第17-00083号により貴社から申請のあった接続約款の変更に係る意見募集及び再意見募集に対し提出された意見及び再意見における指摘を契機として、貴社の第一種指定電気通信設備であるNGN（次世代ネットワーク）の網終端装置（PPPoE方式により行う接続に用いられるIP通信網終端装置をいう。以下同じ。）のうち「C型」、「C-20型」、「C-50型」等の名称で貴社から他事業者に対し周知又は説明が行われているものに關し、貴社の認可接続約款等に規定する接続機能（以下「インターフェース付与機能」という。）（※2）に係る接続料として他事業者に請求している金額について確認したところ、これらに対応する実際の網終端装置は全て同一の種類であり、インターフェースの帯域等の技術的仕様も全て同一であるにもかかわらず、貴社が自らの判断で設定する増設基準（※3）が異なることを理由として、異なる額が請求されている運用実態が認められた（※4）。そのため、接続協定の規定に従った「適正な原価」の考え方に基づくものではない額が請求されているのではないかとの疑いが生じたところである。

※2 貴社の認可接続約款等における「料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料 1 適用 1-1 網改造料の対象となる機能 (53) ア IP通信網終端装置（ウに定めるもの以外）に協定事業者とのPPPoE接続

のためのインターフェースを付与する機能」(平成30年6月15日から実施し、同年4月1日に遡及して適用する変更が行われる前の認可接続約款等においては、「料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料 1 適用 1-1 網改造料の対象となる機能 (53) ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続 (PPPoE方式により行うものに限ります。) のためのインターフェースを付与する機能」)を指す。

※3 網終端装置1台当たりのセッション数がそれに達すれば貴社が増設に応じることとしている閾値

※4 「C型」、「C-20型」及び「C-50型」の間のほか、「A型」、「A-20型」及び「A-50型」の間並びに「B型」及び「B-1型」の間でそれぞれ同様の実態が認められた。いずれについても、平成25年12月から同一種類において異なる額が請求されている。

本件運用実態と認可接続約款等及び接続協定との関係に関し、「網終端装置における接続に際し他事業者に請求している金額に関する見解等の提出について」(平成30年3月22日総基料第62号)により、貴社に見解等の提出を求めたところ、平成30年4月5日付け東相制第18-00002号(以下「回答書」という。)のとおり、本件運用実態は認可接続約款等による接続協定の定めに適合している旨の回答があった。

回答書では、適合していると考える理由として、接続協定において適用することとしている認可接続約款等における接続料の算出式に「設備の占有度」という文言が定められており、増設基準を引き下げた場合には、セッション数が増設基準に達し網終端装置の接続帯域が上限に達している場合における1セッション当たりの平均帯域が向上するため、本件インターフェース付与機能の「設備の占有度」が上がると考えられる等の見解の提示があった。

しかしながら、本件インターフェース付与機能は、各網終端装置にインターフェースを付与するという機能であるから、その適正な原価の算定には、1セッション当たりの平均帯域の拡大等に係る費用ではなく、網終端装置1台ごとのインターフェース付与に係る実際費用を用いるべきであり、当該実際費用に影響を及ぼすものではない増設基準を「設備の占有度」の解釈において考慮することは適切とは言えない(※5)。

※5 さらに回答書によれば、これ以外にも、網終端装置において利用できるセッション数のキャパシティを制限することで「収容局接続機能」が収容できるセッション数が減少し、当該機能が本来持ち得る機能が制限されることから、「収容局接続機能」の占有度が低下し、これに伴い相対的に本件インターフェース付与機能の占有度が上がると考えられることも理由として挙げられているが、これも同様に、網終端装置1台ごとのインターフェース付与に係る実際費用に影響を及ぼすものとは考えられない。

また、「設備の占有度」は、本件インターフェース付与機能の文脈において、通常は網終端装置全体における当該機能の占有度を指すと考えられ、これを網終端装置全体の接続帯域ではなく、1セッション当たりの平均帯域による占有度であると解釈することは無理があると言わざるを得ない(※6)。

※6 回答書には、他にも次の矛盾点があるため、貴社の文言解釈が合理的であったとは言い難い。

- ① 本件インターフェース付与機能を実現しているのは網終端装置そのものである旨の記載があるが、これは、網終端装置において接続を行う機能(網終端装置全体の原価に基づく接続料を設定する機能)を別途新設する必要があるとして貴社が認可接続約款等の変更を申請(平成29年12月18日付け東相制第17-00083号)したことと整合しない。
- ② 増設基準の閾値の大小が占有度の値に比例する旨の見解が示されているが、平成30年5月末以前の増設基準では、今後の見込みセッション数に適用される閾値と増設申込時の実際のセッション数に適用される閾値が混在し、両者は必ずしも互いに比較可能でなかった。
- ③ 占有度は閾値の大小に比例するとしながら、「主にビジネスユーザに対する役務の提供に用いられる点」

という閾値の大小と無関係な要素を考慮して占有度が算出されている場合もあったとのことであり、主張が一貫していない。

つまり、本件インターフェース付与機能に係る認可接続料等の定めについては、当該機能の接続料が「C型」、「C-20型」、「C-50型」等の名称のいかんを問わず同額となるよう解釈されるはずである（※7）。

※7 本件インターフェース付与機能の接続料として網終端装置全体の原価に基づく額を請求することが適正であることを意味するものではない。なお、技術的仕様等が異なる場合において異なる額となる可能性は否定されない。

さらに、法第33条第2項では、接続条件について接続料を定め総務大臣の認可を受けることを義務付けているところ、平成30年6月14日以前においては、増設基準の設定を認める認可接続料等の根拠（法第33条第4項第1号ホに基づくもの）がなかったため、増設基準が異なることを理由として異なる額が請求されていた運用実態との関係で、増設基準が接続条件であったとすれば、同条第2項の規定との関係でも問題となり得るものである。これについて、貴社は、関係団体等による指摘に対し増設基準が接続条件であるとは認めていなかった（※8）が、その後の調査の過程において、少なくとも平成25年8月以降、増設基準の一部について、これを満たした場合に増設が可能である旨が認可接続料等に基づく接続協定の一部を構成する技術条件（「相互接続協定書」に基づく「技術条件等」）の内容として他事業者に周知される場合があったなど、運用上、増設基準が接続条件として扱われていたと認められた。そのため、少なくとも同月以降平成30年6月14日までの間、同技術条件等に掲載されていなかった増設基準（※9）については、法第33条第2項の規定に違反して、認可接続料等における根拠がなく設定されていた状態であったと言わざるを得ない。

※8 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続料の変更案（平成30年度の接続料の新設及び改定等）に対する意見募集及び再意見募集における（一社）日本インターネットプロバイダー協会等からの「意見8」及びそれに対する貴社からの「再意見8」を参照。

※9 同技術条件等に掲載されていたことのある増設基準の値とそれ以外の増設基準の値は、いずれも平成29年6月以降の周知用資料の中で同一の形式で表示されるなど、両者の間に性質の違いがあったものとは認められない。平成25年8月以降において同技術条件等に増設基準の値が掲載されていなかったのは、「フレッツ用」、「I型」、「II型」、「A型」、「B型」又は「C型」との名称で周知又は説明がなされていた網終端装置であり、掲載されていたのは、「A-20型」、「A-50型」、「B-1型」、「C-20型」又は「C-50型」との名称で周知又は説明がなされていた網終端装置である。なお、当該周知用資料は、増設基準等の一覧を可能とするため、総務省「接続料の算定に関する研究会」での指摘を受けて自主的に作成されたものであり、そのこと自体は、評価されるべきものである。

したがって、本件運用実態は、接続料及び接続条件の両面において、認可接続料等の定めと乖離するものであり、貴社において第一種指定電気通信設備との接続の業務に関し不当な運営が行われ、事業の運営が適正かつ合理的でないと認められるため、下記のとおり、適正化のための措置を講ずるよう求める。

なお、これらの措置が適正かつ着実に講じられない場合には、法第29条第1項の規定による業務改善命令の対象となり得ることを申し添える。

## 記

### (1) 接続料請求の停止等の応急措置

本指導後に認可接続約款等の定めと乖離する額の接続料請求を行わないよう、少なくとも(2)の対応が完了するまでの間、関係する他事業者の業務の円滑な実施にも配意しつつ、本件インターフェース付与機能に係る関係の接続料の請求を停止するなどの応急措置を講ずること。

### (2) 他事業者に対する説明等

関係する他事業者に対し、速やかに、書面又はそれに代わる電磁的記録を交付又は提供して、本指導の内容に関する説明を行うとともに、他事業者の業務の適正な実施に支障を生じさせないようにしつつ、網終端装置に係る接続料に関する貴社の業務運営を是正するための具体的な対応方法案について説明を行うこと(※1)(※2)。

※1 対応方法案に認可接続約款等の変更が含まれる場合にはその内容の説明及びそれに対する意見の聴取を含む。

※2 あわせて、本件インターフェース付与機能に係るこれまでの取扱いについては、法第35条第3項の規定による総務大臣の裁定の手続を利用することが可能である旨を説明すること。

### (3) 再発防止の徹底

認可接続約款等の不適切な解釈運用及び法第33条第2項の規定に対する違反に至った原因を究明するとともに再発防止策を講ずること。

### (4) 対応状況の報告

(1)の措置の内容、(2)の説明及びそれを受けた他事業者との意見交換の状況並びに(3)の原因究明の結果及び再発防止策の内容を平成31年2月末までに報告すること。

(注1)他事業者の事情によりやむを得ず期限等の遵守が難しい状況に至った場合は、本指導の趣旨の実現のため、あらかじめ、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課に報告及び相談し、その結果に応じて対応すること。

(注2)(4)の報告内容については、非公表とすることにつき正当な理由がある部分を除き公表があるので、非公表を希望する部分がある場合は、理由とともに明示されたい。

以上